

平成 21 年七戸町議会第 3 回臨時会 会議録（第 1 号）

平成 21 年 5 月 29 日（金） 午前 10 時 00 分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 提出議案上程
- 「議案第 40 号、七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、から「議案第 43 号、七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの 4 議案を一括上程
(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第 40 号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 41 号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 42 号 七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 43 号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 提出議案上程
- 「議案第 40 号、七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、から「議案第 43 号、七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの 4 議案を一括上程
(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第 40 号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 41 号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 4 2 号 七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 4 3 号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（17名）

議 長	1 8 番	田 中 正 樹 君	副議長	1 7 番	工 藤 耕 一 君
	1 番	附 田 俊 仁 君		2 番	佐々木 寿 夫 君
	3 番	天 間 章 八 君		4 番	瀬 川 左 一 君
	5 番	盛 田 恵津子 君		6 番	田 嶋 弘 一 君
	7 番	田 嶋 輝 雄 君		9 番	天 間 清太郎 君
	1 0 番	原 子 孝 君		1 1 番	川 村 三十三 君
	1 2 番	松 本 祐 一 君		1 3 番	二ツ森 圭 吉 君
	1 4 番	田 島 政 義 君		1 5 番	中 村 正 彦 君
	1 6 番	白 石 洋 君			

○欠席議員（1名）

8 番 三 上 正 二 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	総 務 課 長	塚 尾 義 春 君
支 所 長	千 葉 岩 男 君	企画財政課長	楠 章 君
(兼支所庶務課長)			
税 務 課 長	似 鳥 和 彦 君	町 民 課 長	沢 田 康 曜 君
社会生活課長	附 田 繁 志 君	健康福祉課長	田 中 順 一 君
会 計 課 長	天 間 勤 君	農 林 課 長	森 田 耕 一 君
新幹線建設対策課長	八 嶋 亮 君	建 設 課 長	神 山 俊 男 君
商工観光課長	米内山 敬 司 君	上下水道課長	天 間 一 二 君
城南児童館長	向中野 良 一 君	教 育 委 員 長	中 村 公 一 君
教 育 長	新 谷 勝 弘 君	学 務 課 長	仁 和 民 夫 君
生涯学習課長	花 松 了 覚 君	スポーツ振興課長	桜 田 明 君
中央公民館長	二ツ森 政 人 君	南 公 民 館 長	小 原 信 明 君
		(兼図書館長)	
農業委員会会長	佐 藤 午之助 君	農業委員会事務局長	大 村 清 隆 君

代表監査委員 野田幸子君
選挙管理委員会事務局長 沢田康曜君

選挙管理委員会委員長 松下喜一君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 小林 広一君

事務局 次長 築田 政光君

○会議録署名議員

14番 田島 政義君

15番 中村 正彦君

○会議を傍聴した者（8名）

○会議の経過

開会 午前 10 時 00 分

○開会宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は、17名で定足数に達しています。
したがって、平成21年第3回七戸町議会臨時会は成立いたしました。
ただいまから、平成21年第3回七戸町議会臨時会を開会いたします。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長（田中正樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、14番田島政義君と15番中村正彦君を指名いたします。

○日程第2 会期決定の件

○議長（田中正樹君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日と決定いたしました。
議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告

○議長（田中正樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長の諸般の報告につきましては、皆さんに配付しておりますのでご了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（田中正樹君） 日程第4 議案第40号、七戸町職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例についてから議案第43号、七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの、4議案を一括して上程いたします。

町長から、提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日、平成21年第3回七戸町議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

心からお礼を申し上げます。

また、行政の各般にわたり、議員の皆様には日頃から大変なご尽力とご指導をいただき、平成21年度予算の執行も計画どおりに進めさせていただいているところであり、重ねてお礼申し上げます。

それでは、今臨時会に上程いたしました4議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第40号は「七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案については、人事院並びに青森県人事委員会の勧告に準じ、平成21年6月の支給に係る期末手当及び勤勉手当の特例を定めるため、提案するものです。

議案第41号は「七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案については、町長の平成21年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため、提案するものです。

議案第42号は「七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案については、教育長の平成21年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため、提案するものです。

議案第43号は「七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案については、議会議員の平成21年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため、提案するものです。

以上が、今臨時会に上程いたしました議案の概要でございますが、十分ご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提出議案のご説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（田中正樹君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第40号、「七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 職員の給与については、平成18年、19年に大きな変化があったと思っております、その平成18年、19年の給与の改定の特徴についてお話をして頂きたい。二つ目は、そのことにより七戸町の職員の退職手当とか、その他の手当にどういう影響が出ているのか、お伺いしたい。三つ目は、人事院勧告にもかかわらず、それ以外に、町独自で職員の給与について手をつけて削減しているものはないか、以上三つについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。平成18年の給与改定一点目ですけれども、このときは人事院勧告によりまして新給料表適用となりまして、職員大体10%の削減になっております、このときは都市部への地域手当を申請するという事でなされております。このとき給与を減額できないものですから、新給料表が職員の給与まで追いつくまで職員の給与はそのまま現状維持という形で現在まで来ております。これにつきましては45歳前後の職員につきましてはようやく4月1日で給与が上がったということです。

したがって、50歳前後の方はまだまだ18年3月現在の給与のままでご理解いただければと思います。

二点目の、退職手当の話が出ましたが、退職手当につきましては現在16年、17年、それから3回にわたって率が改定されております。16年の3月までは62.7でございました、1年後は60.99、現在17年4月1日からは59.28と段段に率が引き下がっているのが現状でございます。

三点目の、町独自での減額と言うことでございますけれども、職員につきましては、18年6月、12月、期末手当ですね、これは給与の5%分に当たります0.76月減額しております。

そして19年10月からこれは6ヶ月間でございましたけれども、給料の2.5%減額、あと管理職手当につきましては、17年の7月から約30%から35%の減額、これにつきましては現在も実施しております。

あとは、特別職の方々ですけども18年4月から現在まで町長20%、副町長、教育長が15%の減額でございます、あと議員さんがたにつきましても、18年の6月12月の期末手当で50%の削減をお願いしているところです。19年12月も期末手当で23.5%減額お願いしたというこのようなことでございます。以上です。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） 職員の給与については、18年の給与の改定によって、まず、

ほとんど一定の年齢になると、そのまま上がらなくなわけですね、10%削減されてそのまま上がらなくなるから、退職金にもかなりの影響が出てくるし、その上いろんな削減をしているから、その上さらに今の手当から削減ということは、これは職員にとっては耐えがたいと私は考えるわけです。ということから、6月の手当の削減については認められないというふうに私は考えるものです。以上。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番

○11番（川村三十三君） 町長の報酬も減額したというわけですが、これは前ののを投資したというよりも、やはり自分の意志で今度はこうします、と表明しないとね私はおかしいと思うのです。いいですか、条例でばんと決めるのではなくて、これは前の町長のときに私たちはこうしますということを議会に諮って議会です承したわけですから、これはやはりそういう手続きを取るべきだと、それが一点。二つ目、今度町村合併によって青森県40自治体ですかそうになりましたですね、ラスパイレスが大分変動あったと思うのです、今あったら資料出してほしいのですが今なかったら6月議会で結構ですから、40市町村のラスパイレスを全部出して頂きたい、今なければいいですよ、その二点です。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 二点目のですね、ラスパイレスの関係ですが、県内全市町村というのは手元にありませんのでご容赦願いたいと思います、町のラスパイレスは現在98%を超えております。一点目につきましては、町長さんのほうからお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。おっしゃるとおり前任者の時でありましたけれども、諸般のいろいろなことを勘案して報酬の削減というのがございました。条例については当分の間という表現になっておりまして、おっしゃることは当然でありまして、私今それを十分検討しております。ちょうど今回こういった人事院の勧告、あるいはまた、人事委員会の結論といいますか一定の方向が出ましたので、その辺も踏まえて検討をしております、6月の定例会でこれでよければよいと、でなければ別な形で何らかの意思表示といいますか、そういった方向性を出したいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 11番

○11番（川村三十三君） いま表明聞いてわかりましたが、前の町長、副町長のものは自主的に自分のほうから申し出たわけですから、町長が退職すると同時に、それはその時点で私は消えたと判断するのですよ、ですから、今表明されたように6月議会に改めて提示をするということになれば、その時点で議会でも考えていくと、しかも新規の町長ですから、どれだけの財政的に配慮するのかということも、町民も期待しているし、議会も興味津々ではないですけども、興味を持って町政に望む町長の姿勢というものを見ているわけですから、6月議会には遅滞なくお出しいただきたい。要望しておきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「はい」の声有り）

○議長（田中正樹君） 討論がありますので、これより討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

まず、反対者 2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） 私は今度の人事院の臨時勧告については、怒りを持っております。というのは人事院勧告は前年度の 1 2 月の手当、そして、その年の 6 月の手当を調べ、その上で 8 月に勧告を出しているわけです。ところが今度の場合はそういうふうな勧告のルールを無視し、ほとんどの少ない会社の給料を調べただけで、5 月 1 日に勧告を突然出し、しかも、この勧告は凍結でありますから、この後 8 月に本勧告が出るという誠に不十分な勧告になっております。これは、政府与党による賃金引下げの世論作りであり極めて政治的意図の強いものだというふうに考えています。また、今公務員の給与が削減されたら、一般の会社員の給与がこのことを理由に、また下げられていくわけです、更に臨時の職員や、あるいは非常勤職員の賃金、そして、最低賃金にも影響していくわけです。このように公務員の給与を下げ、そのことが民間の給与を引き下げる、悪魔のサイクルこういうふうに言っていますが、デフレスパイラルに陥り、地方の経済は疲弊してしまうわけがあります。こういう時こそ働く者の給与をしっかり守る政府の対策が必要です。しかし政府はばらまきはやるわけですが、肝心のこのような公務員の給与、あるいは非正規雇用労働者、請負労働者等の待遇の改善は行っておりません。このようなことについて私は本当に怒りを覚えるものであります。当町の職員にしても今まで先ほど総務課長が述べたように、様々な削減に耐えてきています、これ以上やるというのは私は許されないと思っております。なお、町長や特別職が 20%、15%削減しているにもかかわらず町民のためを思って、厳しい選挙を自ら立候補してやっている、大変このことは立派だと思っております。このことを言いながら、私は一般職の給与の削減については、一時金の削減については、反対するものです。以上です。

○議長（田中正樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番

○1 番（附田俊仁君） 日本の経済が 100 年に一度の経済不況を向かえる中、一般企業の皆さん、一次産業の方々、皆さん大変努力されております、こういう時代の中に公務員だからといって、その地位の上に働くというのは私は如何なものかと思えます。一般の社会の方々が一生懸命苦勞されている以上、我々行政職の特別職も一般職もですが、力を合わせて大変な時代をのりきって、良くなった暁にはまたまともなと言いますか、また、その都度考えていただくという、ようは力をあわせて世の中を作っていくという、そ

ういう姿勢が私は非常に大事だと考えております。ですので、この案は、本当は私も心が痛いんですが、この度はちょっと我慢して頂いて、一緒に力をあわせて頑張っていくという意味で賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（田中正樹君） 他に討論はありませんか、討論がありませんので。

11番

○11番（川村三十三君） ただいまの議員の発言の中に、私は取り消してほしい言葉があるのです、議員の教養と品位の上からもその文語は取り消してほしい、その文語とは胡座をかいているということですね、そういう地位にあぐらをかいているという言葉は私は取り消してほしいなと思うのですが、議長の裁量によって取り計らいしてください。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時26分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し会議を開きます。

これをもって討論を終結します。

これより本案について、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数です。

したがって、議案第40号、七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第41号

○議長（田中正樹君） 日程第6 議案第41号、「七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第42号

○議長（田中正樹君） 日程第7 議案第42号、「七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第43号

○議長（田中正樹君） 日程第8 議案第43号、「七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４３号、七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成２１年第３回七戸町議会臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成２１年第３回七戸町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前１０時２８分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 21 年 5 月 29 日

上北郡七戸町議会 議 長 田 中 正 樹

議 員 田 島 政 義

議 員 中 村 正 彦